

平成27年4月23日

於 教育委員会室

平成27年4月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成27年4月大和市教育委員会定例会

○平成27年4月23日（木曜日）

○出席委員（5名）

1番	委員長職務代理者	鈴木勝雄
2番	委員	石川創一
3番	教育長	柿本隆夫
4番	委員	篠田優里
5番	委員長	青蔭文雄

○事務局出席者

教育部長	齋藤園子	こども部長	関信夫
文化スポーツ部長	北島滋穂	教育総務課長	大下等
学校教育課長	犬塚克徳	保健給食課長	佐藤正美
指導室長	藤井明	教育研究所長	深谷美紀
青少年相談室長	池田操	こども・青少年課長	佐藤則夫
文化振興課長	樋田久美子	生涯学習センター館長	山崎浩
図書館長	桜井真澄		

○書記

教育総務課 政策調整 担当係長	齋藤信行	教育総務課 政策調整 担当主査	瀬古直之
-----------------------	------	-----------------------	------

○日程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 会議録署名委員の決定
- 4 教育長の報告
- 5 議 事
日程第1（報告第5号） 大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
日程第2（議案第22号） 大和市いじめ問題対策調査会委員の委嘱について
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

開会 午前10時00分

○青 蔭 ただいまから、教育委員会4月定例会を開会いたします。
委員長 会議時間は、正午までといたします。
 今会の署名委員は、2番石川委員、3番柿本委員、それぞれよろしくお
願いいたします。

続きまして、教育長からの報告を求めます。

○柿 本 前月定例会以降の報告をさせていただきます。

教育長 3月30日に、教育委員会室で教育委員会表彰を行いました。これは、
2月に行った教育委員会表彰の後で、市立つきみ野中学校女子ソフトボ
ール部が関東大会で入賞したことから、追加として年度内に行ったものでご
ざいます。市長、市議会議長のご臨席も賜り、子どもたちの活躍を表彰す
ることができました。

3月31日には退職の辞令を、翌4月1日には採用者と転任者への辞令
を交付いたしました。教職員につきましては、退職者が42名、市教育委
員会や県教育委員会への転出が12名、県内転出が1名、県外転出が6名
です。また採用は、新採用者が42名、行政機関からの異動者を含む転任
採用者が10名でございます。

4月2日には初任者研修があり、講話をいたしました。その中で、子ど
もの成長に寄り添う教師の責任の重さを自覚するようお願いするととも
に、現在の教師に求められている、教師としての専門性についてお話しし
ました。新採用者の中には、臨時的任用職員として学校現場を経験した方
も多くいますが、正職員となったこの機会にもう一度、一から教師として
の道を歩んでいってほしいとも話しました。これからの大和の教育を担っ
ていく教員たちですので、たゆまぬ自己研鑽に努めてほしいと願っており
ます。

4月6日は、全市立小中学校で入学式が行われました。教育委員の皆様
にもご参列いただき、ありがとうございました。春らしい天候に恵まれ、
桜の花びらが舞う中、多くの新生を迎えることができました。今年の新
入学児童生徒数は、児童が2,096人、生徒が1,853人です。小中

学校とも、新入学者数は昨年度より増加しております。

4月8日には小中校長会を開催し、私からは年度当初に当たりいくつかお願いいたしました。

1点目は、今、学校教育に期待されていることについてです。現在、さまざまな教育改革が国レベルでなされようとしています。それらが目指す子供たちの姿は、大きく二つの視点から捉えることができます。一つは、グローバル社会を生きる子どもたち、もう一つが、地域づくりに参加できる子どもたちです。国や社会の動向を的確に捉え、学校現場でも先を見通して準備するようお願いいたしました。

2点目は、現在の大和の子どもたちの現状と課題を整理することです。子育て世代の生活スタイルの変化や、子どもたちをめぐる環境の変化は、教育にも大きく影響を与えております。こうした本市の子どもたちの実情を整理して、それぞれの学区の実情に合わせた教育課題を整理するようお願いいたしました。

3点目は、これからの学校の在り方についてです。今年度、市立小学校全校に拡大する「放課後寺子屋やまと」を例にとってお話ししました。学校が抱える教育課題は多岐にわたりますが、一つ一つ最大限の努力をしていただいております。しかしそれらの課題には、今まで学校が持っていた資源だけでは対応しきれない状況になっているのが現実です。そこで、放課後寺子屋やまとのように、学校を支え、子どもたちと教職員を支援する仕組みを作ることで課題解決を図りたい。そしてこうした仕組みを、校長として積極的に学校運営に生かして欲しいということを伝えました。同様に、整備してきた学校図書館や、青少年相談室の相談員・スクールソーシャルワーカーとの連携なども、学校運営の資源として活用して欲しいと考えております。

一方、学力向上に向けては、学校学力向上プラン策定に、学校の総力を挙げて取り組んで欲しいとお話ししました。また、若手教員の育成を図って欲しいと伝えました。

学力向上に関して、小中学校それぞれの教員たちにも、今年度から始めた学力向上担当者会及び教育研究集会の総会の場で、私から直接お話しし

ました。本市の子どもたちの学力に関して、強い課題意識を持って取り組んでほしいとお願いしました。

4月17日の神奈川県市町村教育委員会教育長会議では、川崎で2月に起きた中学1年生男子殺害事件に関し、川崎市の教育長からその後の対応の報告がございました。またその席上、神奈川県教育委員会が中心となって、「児童・生徒が安全・安心に生活するための申し合わせ事項」をまとめ、全会一致で採択されました。内容を申し上げます。

県教育長及び市町村教育長は、児童・生徒が、安全・安心な生活を送るために、次に掲げることについて、より一層の連携を図り、重大事件発生を未然に防ぐ取組を強化することとする。

- 1 あらゆる機会を通して、全ての児童・生徒に、他者を尊重し、多様性を認め合い、思いやる心をはぐくむ教育活動の充実が図られるよう努める。
- 2 一人ひとりの児童・生徒の状況をきめ細かく把握し、子どもの思いに寄り添い、共感的に受け止めようとする姿勢を大切にされた児童・生徒理解を徹底する。その際、欠席している児童・生徒については、欠席日数にかかわらず、その状況を確実に把握するよう努める。
- 3 児童・生徒の問題行動等の諸課題については、管理職を中心に校内で情報を共有し、組織的に対応する。さらに、学校だけではなく、必要な関係機関等と積極的に連携し解決にあたる。
- 4 学校、家庭、地域及び関係機関等が日頃から連携し、児童・生徒がよりよい環境で、安全・安心な生活を送ることができるよう努める。

以上の内容で、申し合わせ事項を採択いたしました。前定例会で報告しましたように、大和市でもこの事件を受け、既にさまざまな対応をしております。今後もこの申し合わせ事項を校長会等で徹底する中で、取り組みを一層強めていきたいと考えております。

4月16日には子ども会連絡協議会の総会が、4月18日には青少年指導員連絡協議会の総会がそれぞれ開催されました。お祝いを述べる中で、日ごろの活動に対するお礼を申し上げるとともに、今後も相互の連携のもと、子どもたちの成長に向けてご協力を賜るようお願いいたしました。

次に、来月定例会までの予定を申し上げます。

4月25日土曜日には、少年消防団の入団式がございます。今年も1年間の団員の成長が楽しみでございます。

5月9日・10日の土・日曜日には、引地台公園をメイン会場としてやまと市民まつりが開催されます。さまざまな場面での子どもたちの活躍を期待しております。

5月14日・15日には、関東地区都市教育長協議会総会が千葉県で開催されます。内容につきましては、来月ご報告する予定でございます。

以上でございます。

○青 蔭 委員長 ただいま教育長のご報告が終わりました。質疑等がございましたら、よろしくお願いたします。

○鈴 木 委 員 4月6日に、小学校3校の入学式に参列いたしました。校長からの話の中で、「はっきりあいさつをしましょう」「返事をしましょう」とのお言葉がありました。そこで、私も来賓紹介で呼ばれたときに、手を挙げて「はい」と言いましたところ、ほかの方も続いてそのように返事をされて、厳粛な中にも和やかな入学式でございました。

○石 川 委 員 私は、引地台小学校の入学式に行きました。女性の校長で、とても柔らかい口調で子どもたちに話しかけていました。新1年生は緊張して、真っすぐ背筋を伸ばして頑張っていました。保護者の方たちも大変秩序よく、天候にも恵まれ、和やかな良い入学式だったと思います。

○篠 田 委 員 私が参列した小学校では、新入生は元気な子どもたちが多く、式が始まる前から違うクラスのお友達の名前を呼び合ったり、立ち上がって後ろを向いたりしていたので、果たして子どもたちは式が始まったら落ち着いていられるだろうか少し心配していました。

その後、開式の前に2年生が入場し、立派に大きな声で新入生へのお祝いのかけ声をし、歌を歌ってくれました。その瞬間、賑やかだった新入生が一瞬にして静まり、きらきりと目を輝かせて注目していたのがとても印象的でした。やはり子ども同士の影響力というのは大きいのだと感じました。

また、クイズを交えた校長のお話がとてもすてきで、子どもたちが一生

懸命話を聞いて答えていた姿がかわいかったです。新入生に、学校が楽しいところだと期待を持たせることができる、良い入学式でした。

- 青 蔭 ありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。
委員長 ないようでございますので、教育長に対する質疑を終了します。

◎議 事

- 青 蔭 それでは、議事に入ります。
委員長 日程第1（報告第5号）「大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。大下教育総務課長。

- 大 下 大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項
教育総務 の規定により、別紙のとおり教育長が事務を臨時に代理したので、同条第
課 長 3項の規定により承認を求めるものでございます。

理由につきましては、教頭が校長の職務を代理することになり、早急に学校長職務代理者印を規定する必要が生じたためでございます。

公布に際し、平成27年4月13日、大和市教育委員会委員長のご署名をいただいております。教育長が事務を臨時に代理し、規則改正の決定をした後にご署名をいただきました。

改正内容ですが、職印として学校長職務代理者の印を規定するものでございます。別表職印の表中、校長印の次に加えたもので、名称が学校長職務代理者印、書体がてん書、また寸法・形式・用途・管理者について定めております。この規則は、公布の日から施行するという内容でございます。

参考といたしまして、新旧対照表と現行規則を添付しました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

- 青 蔭 ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらよろ
委員長 しくお願いいたします。

- 鈴 木 基本的なところをお聞きしますが、公布日は4月13日ということによ

- 委員 ろしいのでしょうか。
- 大下 教育総務課長 そのとおりでございます。
- 鈴木 委員 つまり、今日は報告で、それを承認するということですね。
- 大下 教育総務課長 はい、そのとおりでございます。教育長が事務を臨時に代理いたしましたので、こちらで報告した後承認をいただくことになっています。
- 石川 委員 この印を作ることは、全く問題ないと思うのですが、それ以前に、この公印規則は昭和42年3月24日に制定されています。なぜこのときに、学校長職務代理者印も作っておかなかったのでしょうか。
- 大下 教育総務課長 おそらく想定していなかったことであると考えられます。他市を調べますと、学校長職務代理者印の規定がある市もございましたが、幸いにも大和市ではこれまでその必要が生じませんでした。今回、必要な状況が生じたので、ここで規則に加えたものでございます。
- 石川 委員 今回、必要が生じたわけですね。今までは、学校長の職務代理者が必要な状況というのは、なかったのでしょうか。
- 柿本 教育長 補足説明をさせていただきます。
- このたび、校長が体調不良により休むこととなり、本来であれば学校長の権限に属するものを緊急に決裁しなければならない事態が生じ、職務代理者を決定する必要が出てまいりました。そのため、学校長職務代理者印を作り、事後になりますが、こちらでの承認をいただく流れになっております。
- 過去、学校長が不在の際にどのように対応していたかは確認できかねますが、これまで学校長職務代理者の印の規定はございませんでした。ですから、今までは学校長の指示のもと、代理で学校長印を押していたことも考えられます。今回は、学校長職務代理者の印を正式に規定し運用するという整理をさせていただいたものでございます。
- 石川 委員 お話はよく分かりましたが、例えば今までのように、代理で学校長の印

- 委員 を押すというのは、いけなかったのでしょうか。
- 大下 今回、教頭が校長の職務を代理する必要が生じた理由につきましては、
教育総務 校長が体調を崩されたため、しばらくの間不在になることが明確になった
課長 ためでございます。よって、ここできちんと規則を改正し、学校長職務代
理者印を設けることとしたものでございます。正式な対応をさせていただ
いたということでご理解いただければと思います。
- 柿本 校長印を使用する場合、事務のうえでは学校長の命令のもと他の職員が
教育長 押すこともございます。現在校長が体調不良によってしばらくの間不在に
なり、現実的に命令を下せない状況であることから、正式な手続きとして
学校長職務代理者の印が必要になると考えたものでございます。
- 石川 これについては、法などに職務代理者の印を必要とするということが書
委員 いてあるのでしょうか。
- 大下 公印の取り扱いについては、法で規定されるものではなく、大和市教育
教育総務 委員会公印規則という規則の中で定めているものでございます。
課長
- 石川 校長の職務代理者については、法で決まっています。敢えてここで印を
委員 作ったのは、押印された文書等に対する責任の所在を明確にするためと考
えてよろしいですか。
- 大下 はい、そのとおりでございます。
教育総務
課長
- 石川 ありがとうございます。
委員
- 篠田 今回は突然の事態に対応する規則改正ですが、これは今後同様の事態が
委員 起きた際、学校が慌てないためにも必要なことだと思いました。
質問ですが、学校長職務代理者印の管理者が学校長となっています。不
在である学校長が管理者となることについて、説明をお願いします。
- 齋藤 実際に学校長職務代理者印を使用するときには、学校長は不在のほ
教育部長 あることがご疑問と受け取らせていただきました。
学校長は、通常の場合公印全体を管理する者と規定しております。実際

に学校長職務代理者印を使うとき、学校長が不在の場合は、職務代理者の権限の範囲は学校長と同様のものに及びます。よって解釈としては、職務代理者が公印全体を管理することになります。しかし通常において、学校長職務代理者印を使わなくても公印の管理は必要でございますので、学校長がいるときは学校長が公印全体を管理するという意味で、管理者は学校長となっております。

○篠田 分かりました。

委員

○石川 今まで職務代理者に関する記録がないわけですね。しかし現実には、校長が途中で亡くなり、それから数ヶ月間は新しい校長が発令されていなかったことなども、市内であったはずですが。つまり、その間は明らかに職務代理者、すなわち教頭が事務を司っており、学校長印も使われていた。すると結局、最終的に今ある文書を見ても、職務代理者として行った記録が残らないことになります。そのような意味で、責任の所在を明確にするため、新たに印を作ったと理解してよろしいですか。

○大下 そのような関係性を明確にするため改正したもので、委員のおっしゃるとおりでございます。

教育総務
課長

○鈴木 教育委員会にも委員長職務代理者がございます。法が改正され、今後は教育長職務代理者が設けられます。私はその辺り、責任の所在などはきちんと考えなければいけないと思います。

それで、特に亡くなった等で不在の場合は当然こうなるのですが、事故や病気などによった場合、事務を職務代理者が行うとの判断は、だれがどのようにするのか教えてください。

○大下 基本的にはケース・バイ・ケースで、当然教育委員会の中で諮る必要があればお諮りいたします。また、今回のように明らかな長期不在の事態が発生した場合は、同様に教育長の職務代理という対応をさせていただくこととなります。

教育総務
課長

○柿本 補足ですが、教頭には、学校長印の使用や、人事・給与に係る事務を決裁する権限がありません。そのため今回のように、校長の不在が長期にわ

教育長

たる場合に、そのような事務がどうしても必要になったとき、職務代理者として認定する必要があります。今後も同様の事態が起きたときは、職務代理者を置くべきかどうか、慎重に判断していきたいと思っております。

○鈴木委員 その判断は、教育長がするのですか。学校長ではなく、職務代理者が必要だと判断するのは、教育長ということによろしいですか。

○大下教育総務課長 あくまでも学校長ではなく、教育長あるいは教育委員会の中での判断となります。

○齋藤教育部長 少し補足をさせていただきます。

今回職務代理者を決めるときには、県に相談をしております。他市の状況などもございますので、こちらで職務代理者を立てたい理由などを挙げ、期間や理由なども考慮した上で、県からも職務代理者で適当なのではないかとの見解を示されました。今後はそういったことも合わせて、最終的には教育委員会の中で決めていくものと考えております。

○鈴木委員 職務代理者とは、大和市においては教頭ということによろしいのですか。他市では副校長等あると思うのですが。

○大下教育総務課長 本市は副校長を置いていないため、教頭でございます。

○鈴木委員 分かりました。

○青蔭委員長 ほかにご質問等ございますか。

ほかにないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより報告第5号について採決いたします。

本件を承認することについて、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青蔭委員長 異議なしということですので、報告第5号は、承認いたしました。

ここで、日程を変更し、議案を1件追加いたします。

日程第2(議案第22号)「大和市いじめ問題対策調査会委員の委嘱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。藤井指導室長。

○藤井 大和市いじめ問題対策調査会は、教育委員会1月定例会で決定した大和
指導室長 市いじめ防止基本方針に基づく組織です。同方針に基づくいじめの対策を
効果的に行うための調査研究や、いじめの重大事案が起きた際に調査を行
います。教育委員会3月定例会において、同調査会の構成員や運営につい
て定める大和市いじめ問題対策調査会規則をご審議いただき、議決をいた
だいております。今回はこの規則に基づき、委員の委嘱についてご審議を
いただくものです。

規則に定めた選任区分に基づく候補者について、ご説明いたします。

1番の弁護士から3番の臨床心理士までは、それぞれの委員が所属する
団体から推薦をいただいております。4番の学識経験者は、児童生徒指導
がご専門の大学教授です。5番は県教育委員会から推薦をいただいた職員
です。児童生徒の保護者につきましては、3月15日から4月6日まで委
員の公募を行い、定員2名のところに1名の応募がありました。6番目の
方が応募者です。教育部内に設置した選考委員会で審査した結果、委員候
補者として適任と判断いたしました。また、もう1名の枠については応募
者がなかったため、事務局で適任と考える方を候補者としております。そ
れが7番目の方です。6番目の方が小学校の保護者で男性であることから、
もう1名は中学校の保護者で女性の方と考えました。長くPTAの役
員を担うとともに、民生委員・児童委員や学校評議員もお務めになるな
ど、学校教育や福祉分野に経験と知識をお持ちの方であり、候補者とした
ものでございます。8・9番目につきましては、小中校長会からご推薦を
いただいております。

任期は平成27年5月1日から同29年4月30日までの2年間で、第
1回会議は5月27日水曜日を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいた
します。

○青 蔭 ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらよろ
委員長 しくお願いいたします。

○鈴木 質問ですが、この9名は定数であり、減ることもないし多くなることも

- 委員 ないと考えてよろしいでしょうか。
- 藤井 指導室長 はい、定数でございます。2年間9名で務めていただくことになりま
す。
- 石川 委員 私は個人的にこの方たちを存じ上げているわけではありませんが、推薦
の方は各団体で責任を持ってご推薦いただいたのだらうと判断し、また公
募の応募者については、事務局できちんと審査をされたということなの
で、私はこの方たちをお願いするのが妥当だと思います。
- 篠田 委員 私も同じように、この方たちをお願いしたいと思っており、何も異議は
ありません。
- ただ、こちらで公募をした結果、1名の応募がありました。それを考え
ると、やはり中には、応募はしなかったけれども、こういうところに関わ
っていききたいという思いを持つ、悩んでいる保護者の方たちも多くいらっ
しゃったのではないかと思います。
- 先日、大和市のいじめ防止基本方針について定めましたが、学校と家
庭、地域が一体となっていじめ対策に臨んでいくという意識を、もっと全
体で高めていくために、皆さんにも認識を持っていただけるような体制づ
くりをしていければと感じました。
- 藤井 指導室長 ご意見ありがとうございます。本当におっしゃるとおりで、やはり地域
に幅広く周知をしていくことが非常に大切であると考えます。
- 今回のいじめ問題対策調査会の委員公募については、「広報やまと」や
市のホームページを通じ周知をしてまいりました。今後は、本市のいじめ
対策について広く周知できるよう、さまざまな方法を模索していきたいと
思います。
- 篠田 委員 よろしくお願ひします。
- 青蔭 委員長 ぜひそのように、お願いしたいと思います。
- 柿本 教育長 大和市のいじめ防止基本方針に基づき、5月からいじめ問題対策調査会
が動き始めます。本当にこの調査会には期待を寄せております。
- 今回の公募に対する応募は1名でしたが、任期の2年の間に会の活動を

しっかりと広報し、次の公募の際には、そのような会であれば参加してみたいという声が多数上がることを期待しております。

○鈴木委員 前の議題と関連するのですが、大和市いじめ問題対策調査会規則第3条第2項に、委員が欠けた場合における補欠委員とあります。補欠委員というのは、どのような場合にどのような方法で決めるのか、そしてまたこの教育委員会会議にかけるのか、説明してください。

○藤井指導室長 9名の委員のいずれかが、ご事情により任期を全うできなくなってしまうたら、残任期間を任期として補欠委員をお願いするよう考えていきたいと思えます。

その委嘱の際にはまた、教育委員会会議に付議しご審議いただくこととなります。

○鈴木委員 分かりました。

○青蔭委員長 ほかにございませんでしょうか。

ほかにございませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第22号について採決いたします。本件の原案について、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青蔭委員長 異議なしということでございますので、議案第22号は、可決いたしました。

◎その他

○青蔭委員長 それでは、その他に入ります。

各課で報告事項がございましたら、順次報告のほどよろしく願いいたします。

それでは、「平成27年度大和市立小中学校の学校評議員委嘱状況について」でございます。藤井指導室長。

○藤井指導室長 まず、学校評議員とは、学校教育法施行規則第49条及び第79条に規定されているもので、校長の求めに応じ学校運営に関し意見を述べたり、

学校関係者として学校評価に参加したりしております。

本年度、学校評議員の人数は、平成27年4月1日現在で小学校が112名、中学校が45名であります。1校当たりの平均は小学校で5.9人、中学校で5.0人となっております。男女の割合は、小中学校とも約3対2となっております。

選出につきましては、小中学校とも民生委員・児童委員、自治会関係者やPTA関係者など、地域に関係の深い方々が多い傾向が見られます。また、近隣の学校の教職員が評議員になるケースも見られます。具体的には、中学校区の小中学校でお互いの評議員になっているケースや、近隣の高等学校の校長がなっているところもございます。

今年度新たに評議員となられた方は小学校で23名、中学校で4名、合わせて27名となっており、全体に占める割合は小学校で約20%、中学校で約9%となっております。以上が、今年度の学校評議員の委嘱状況です。

続きまして、昨年度の学校評議員の活動状況についてご報告させていただきます。

評議員会の開催回数ですが、全体会は平均で、小学校で2.5回、中学校で2.4回でした。個別やその他の訪問では小学校で平均7.2回、中学校で平均6.0回行われています。全体会の回数はほとんど変化がありませんでしたが、特に小学校における個別やその他の訪問が大きく伸びました。学校行事や「学校へ行こう週間」の際に、学校を訪問し教育活動を見ていただいていることもありますが、そのほか、日ごろの活動をよく見ていただいている学校もあり、学校からの働きかけが重要と考えております。

次に、評議員会の具体的な協議内容の要点を申し上げます。

学校教育目標に始まり、学校経営方針、教育計画や学校の現状報告及び課題など、さまざまな事柄について協議をされております。特徴として、小学校では登下校時の安全対策など子どもたちの安全・安心に関わるテーマ、中学校では教育課程や生徒指導上の課題についてのテーマが多いことが挙げられます。また小中学校とも、地域と連携した子どもたちの活動に

ついでに協議がありました。

さらに、年度末の評議員会では、保護者や生徒に学校の教育活動に関するアンケートを実施した結果を学校評価として提示し、協議をしていただいております。これは、学校関係者評価と位置づけられるもので、学校評価の大切さが指摘されている現在では、大きな取り組みとして考えております。各学校に個別の訪問が増えている点につきましては、学校のさまざまな教育活動を見ていただけるということで、大変良い成果であると捉えています。

現在、地域の中の学校としての重要性が強く訴えられています。次代を担う子どもたちの成長に対し、学校が力を注ぐのは当然です。一方、さまざまな教育的ニーズや教育課題がある中で、学校だけでは支え切れない部分もあり、保護者や地域の方と協力しながら子どもたちの健全育成に努めていく必要があると思います。

そこで、各学校では、地域への「学校だより」の回覧や、学校行事への参加呼びかけ、またホームページの活用など、さまざまな方法で情報発信をしております。今後、これまで以上に工夫を凝らし、学校を知っていただくことが、ますます地域と連携した子どもたちの健全育成を進めていくことにつながるものと考えております。このような中、学校づくりのキーパーソンとして、学校評議員が機能していることが望まれます。

指導室といたしましては、子どもたちの教育が、学校だけで収束するのではなく、地域に開かれた学校としてより具現化していくように、校長会などを通して周知をしてまいりたいと思います。以上でございます。

○青 蔭 ありがとうございます。質疑、ご意見をお願いいたします。

委員長

○鈴 木 学校評議員の人数は、昨年と比べて増減はいかがでしょうか。多ければ良いというものではありませんが。

委員

○藤 井 4月1日現在の人数では、小中学校ともに1名減で、大きく変わりはありません。学校によっては、PTA役員となった方が評議員を兼ねるということも聞いていますので、今後若干増える可能性もございます。

指導室長

○鈴 木 私も長く学校評議員をしていますが、その中でいろいろ課題が出てきて

委員 いると思うのです。それを教育委員にも伝わるような形で示してほしいと、昨年もお話したと思います。何か方策を考えていませんか。

○藤井 指導室長 毎年行っている指導室の学校訪問の際、全小中学校28校から課題を聞いております。今年度に関しましては、先ほど出てきた学校評価をすべての学校に示してもらい、それをもとに協議をしていこうと考えております。そこで出てきた課題をどう解決していくか、PDCAサイクルの中でどのように今年度の重点を決めているかを、すべての学校のテーマとして聞いて回ろうと思っています。また、その結果については、この教育委員会の中でご報告させていただきたいと思います。

○青蔭 委員長 きちんにご報告してくださるということですので、しばらくお待ちいただければと思います。

○石川 委員 制度そのものを否定するわけではないのですが、学校評議員会が学校からの説明の場のような感じでやや形骸化しているきらいがあり、制度自体の方向性を今後考えていかなければならないと思います。学校評議員をやっている方から、年に何回か学校へ行っても話を聞くばかりで、などという声も耳にします。

学校評議員制度そのものは、地域の方々からご意見を伺い、それを学校運営に生かすという関係を狙っているのだと思いますが、現実には、学校からの情報提供の場にとどまっているように感じます。地域の方たちが、実際学校のことをどれだけ考えられるかという点も含めて考えると、学校評議員会の在り方について今後考えていかないといけないのではと思うのですが、いかがですか。

○藤井 指導室長 おっしゃるとおりだと思います。ただ話を聞き、見ていただくだけでは足りないと思います。やはり学校に多く足を運び、現場で見えてきたことについて考えていただくことが大事だと考えます。

個別の訪問が伸びている学校もございます。一例を挙げますと、ある学校では保護者のアンケートを取ると回収率が45%だったけれども、評議員への働きかけが盛んで、年間の訪問回数が30回にも上っています。このように、学校への理解を深めていただく努力をしているところもございます。

一方で、アンケート回収率は95%近くあるのですが、訪問はあまり伸びていない学校もあります。そのようなところでは、評議員や地域の方に、もっと教育活動を見ていただく中で、一緒に考え意見をいただくことが重要だと思っています。その点については、先日の小中校長会でも話をしてまいりました。

○石川 委員長 せっかくの制度に、息を吹き込んで活性化していくのは、基本的には学校の努力によるところです。評議員に対し、情報提供をすることや、問題を投げかけることも必要ですし、学校運営についての説明もあって良いと思います。ただ、それに対し、評議員からも返していただく方策を考えた方が良くと思います。

○藤井 指導室長 地域とともにある学校づくりを進める、いわゆる「コミュニティ・スクール」が叫ばれている時代でもございます。そのような制度等も参考にしながら、大和市でより良い活動を推進できるよう研究するとともに、校長会や学校への発信もしていきたいと思っております。

○石川 委員長 よろしく申し上げます。

○柿本

補足させていただきます。

教育長

学校評議員は、地域と学校の間で立っていただいている存在だと思っております。例えば学校評価の中では、地域の中でどういう学校であれば良いかという一つの指針を提示して下さっていると捉えることができます。教育長報告でも述べましたが、今後ますます、地域づくりに参加できる子どもたちの姿が求められます。評議員の皆さんのお知恵も拝借しながら、地域の中でどのような学校を作っていくのが、これからの大きな課題になっていくことを意識していきたいと思っております。

○篠田 委員長 学校によって評議員の選出方法が違うということですが、メンバーが毎年どの程度変わるかなど、学校間で大きな差があるように感じました。

その中で、30回ほど足を運んでいただくなど、良い雰囲気で行っている学校もあるというので、全体を見られる指導室から各校へ、指導、助言をよろしくお願ひしたいと思っております。

○藤井 学校というのは子どものためにあるものですから、そのために、広い視

指導室長 野を持ち、各校でさまざまな努力をしていきたいと思ひますし、指導室もますますそれに力を注いでいく所存です。

○青 蔭 よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 石川委員がおっしゃるように、制度を作ったら、それで満足してしまうこともございます。最終的には、私は人だと思ひます。評議員の方々とも何回かお話しさせていただきましたが、学校長と話をするとき、なかなかうまくいかないこともあるということも耳にいたしました。教育長もおっしゃったように、学校だけではもう解決できない問題があつて、地域の方々の力が必要になっておりますので、もう少し学校側も開いていただきたいと思ひます。

制度があり、人が集うだけでは何にもなりません。評議員をお願ひする際には、ぜひ校長以下おそろいいただき、忌憚のないご意見をお願ひしたいとか、あるいは機会を設けるのでどんどん学校に来てくださいとか、具体的にいくつかお話しいただきたいと思ひます。期待することを明確に示していただくと、評議員の方々も、集まって話をして終わりではなく、何かを実らせるべく協力して考えていきやすいのではないのでしょうか。そのようなことを、最初に集まっていただく際にお話をしていただくと良いと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

ほかの委員、よろしいでしょうか。

事務局より何かございますか。

特にないようでございますので、5月定例会の日程をお知らせします。

5月定例会は、5月20日水曜日午前10時からを予定しております。

◎閉 会

○青 蔭 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

委員長 これにて、教育委員会4月定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時55分

上記会議の顛末を証記し、その相違ないことを証し署名する。

平成27年 4月23日

署名委員

署名委員

書 記

書 記